

町田市新たな学校づくり基本計画推進協議会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、町田市新たな学校づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に規定する町田市新たな学校づくり基本計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2 推進協議会は、基本計画を策定した地区ごとに設置する。

2 推進協議会の設置期間は、設置の日から新たな学校における学校運営協議会に推進協議会の運営を移行する日までとする。

(目的)

第3 基本計画に基づき、新たな学校づくりを推進するために必要な事項について協議する。

(検討事項及び進捗確認事項)

第4 推進協議会は、次に掲げる事項の協議及び進捗状況を共有する。

- (1) 新たな学校づくりに必要な事項の協議
- (2) 町田市新たな学校づくり基本計画の進捗状況の共有
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新たな学校の設置に必要な事項に関すること

2 推進協議会は、前項の規定による検討を行うため必要な範囲において、広報、調査、意見の募集その他の活動を行うものとする。

(組織)

第5 推進協議会の委員（以下「委員」という。）は、基本計画を策定した地区ごとに次に掲げるものをもって充て、教育委員会が委嘱する。ただし、新たな学校における学校運営協議会に推進協議会の運営を移行する準備期間においては、この限りでない。

- (1) 新たな学校づくり対象校の学校運営協力者の代表 各校2名以内
- (2) 新たな学校づくり対象校の保護者の代表 各校3名以内
- (3) 新たな通学区域内の地域の代表 2名以内
- (4) 新たな学校づくり対象校の教職員の代表 各校2名以内
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6 委員の任期は、委嘱をした日から当該年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、第5の(4)に規定する者の中から、各1名定める。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 8 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（守秘義務）

第 9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見の聴取等）

第 10 推進協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 11 推進協議会の庶務は、教育委員会学校教育部新たな学校づくり推進課において処理する。

（その他）

第 12 この要領に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮り、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

附則

この要領は、2025 年 4 月 1 日から適用する。